

四日市市告示第 13 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和3年 1月 20日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理番号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)
1	茂福70号線	茂福町1870-1 茂福町1870-6	6.0~13.1	43.6
2	石塚25号線	石塚町1757-8 石塚町1757-6	6.0~13.0	42.6
3	高花平62号線	高花平五丁目1-93 高花平五丁目1-89	6.0~12.9	24.5
4	東坂部67号線	東坂部町字東菖蒲谷395-10 西坂部町字摩呂市4851-8	5.5~10.0	119.0
5	大矢知123号線	大矢知町字御幸林1364 大矢知町字御幸林1353-17	6.0~16.9	127.6
6	大矢知124号線	大矢知町字御幸林1358-10 大矢知町字御幸林1353-7	6.0~16.9	118.8
7	大矢知125号線	大矢知町字御幸林1350 大矢知町字御幸林1346	6.0	90.6
8	大矢知126号線	大矢知町字御幸林1353-10 大矢知町字御幸林1353-12	6.0~13.0	44.6
9	大矢知127号線	大矢知町字御幸林1353-16 大矢知町字御幸林1353-13	6.0~13.0	44.5
10	下之宮24号線	下之宮町字皇田6-1 下之宮町字皇田6-7	6.0~9.3	47.5
11	松寺40号線	松寺一丁目201-1 松寺一丁目201-3	6.0~9.5	41.9
12	大矢知128号線	大矢知町字西ノ貝戸139-1 大矢知町字西ノ貝戸139-6	5.0~7.8	34.9